



# 養育費確保

を支援します。

浦添市ではお子さまの将来のため養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の安定した確保を図るため、ひとり親の方の支援をしています。

※支援内容は裏面をご覧ください。

## 公正証書とは

公正証書とは、公証人が中立・公正な立場で作成する文書のことです。2人の間で合意した養育費の取決め内容を公正証書として残し、その証書に強制執行を受けることを承諾する文言を付け加えておけば、強制執行(差押え)をすることができます。

公正証書の利用につきましては、最寄りの公証人役場にご相談ください。

## 養育費とは

養育費とは、一般的には、子どもが経済的・社会的に大人として自立するまでに要する費用のことです。

衣食住に必要な経費・教育費・医療費などがこれにあたります。

養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取決めておくようにしましょう。

# 支援内容

## 公正証書等作成費補助金

養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を支給します(5万円を上限)。

### 〈支給できる方〉

浦添市に住所を有し、次のいずれにも当てはまる方が対象です。

- \* 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているひとり親の方
- \* 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- \* 養育費の取り決めに係る公正証書等を有している方
- \* 過去に養育費の取り決めに交わした同内容の文章に係る補助金又は他自治体、団体等からの給付金等を受けていない方

### 〈支給の対象経費〉 ※養育費に関する費用に限ります。

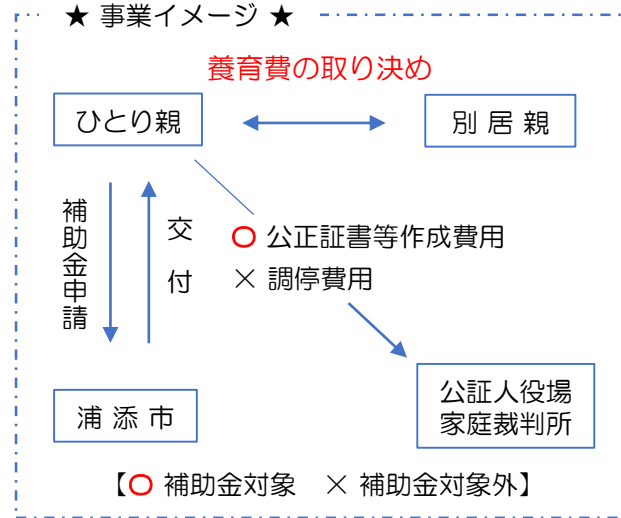
- \* 公証人手数料
- \* 家庭裁判所の調停申立や裁判に要する収入印紙代
- \* 戸籍謄本等添付書類取得費用
- \* 手続きに係る郵送費用

### 〈申請に必要な書類〉 ※申請時の状況によって省略できる書類もあります。

- \* ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- \* 養育費の取り決めが確認できる公正証書等
- \* その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの
- \* 世帯全員の住民票の写し
- \* 支給対象経費の領収書
- \* 児童扶養手当証書の写し

### 〈申請方法〉

令和5年4月1日以降の公正証書を作成した日から起算して、6か月以内に申請書と必要書類を添付してこども家庭課に申請してください。



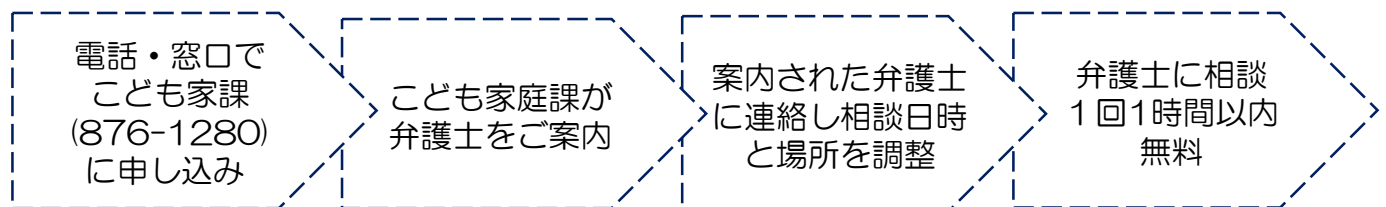
## 養育費等弁護士法律相談

養育費の取り決めなどに関することを弁護士にご相談できます。

### 〈ご相談できる方〉

浦添市に住所を有するひとり親家庭の方又は姻解消のため配偶者と世帯を別にしている方  
※現に児童を養育している方に限ります。

### 〈ご相談までの流れ〉



### 【お問合せ】

浦添市役所 こども家庭課母子父子係  
TEL：098-876-1280（直通）